

定 款

公益社団法人 日本陶磁協会

制定	平成 24 年	4 月	1 日
改訂	令和 4 年	11 月	14 日
改訂	令和 6 年	5 月	27 日
改訂	令和 8 年	7 月	13 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本陶磁協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、陶磁工芸に関する調査、研究、啓発及び支援活動を行い、生活文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陶磁工芸に関する調査、研究、啓発
- (2) 研究会、講演会及び展覧会の開催並びに支援
- (3) 文献資料、研究資料、図書及び参考品の収集保存
- (4) 会報、雑誌、研究、調査報告書その他図書の刊行
- (5) 我国の陶磁器の海外への紹介
- (6) 現代陶芸作家の創作活動の奨励
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的趣旨に賛同して入会し、普通会費を納入した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的趣旨に賛同し、事業を賛助しようとする個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者のうちから理事会で推薦した個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の会員の会費に関する細則は理事会の承認を得て別に定める。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての正会員が同意したとき。
- (2) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 すべての正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集に際し、社員総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した正会員は出席とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該会議で選任された出席者の代表2名以上は、前項の議事録に署名する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、5名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事会は、その決議によって前項で選定された常任理事の中から、副理事長を選定することができる。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として、10名以下の顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で議決された別表1を基本財産とする。
- (2) 移行登記日以後に基本財産として寄付された財産

2 第1項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

（事業年度）

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを
 - (5) 記載した書類

（保有する株式に係る議決権）

第 37 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 36 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は理事会が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局長及びその他の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

第 10 章 情報公開

(情報公開)

第 44 条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は根津公一とする。
3. この法人の最初の常任理事は次の通りとする。
梅澤信子、後藤康雄、赤沼多佳、宮島格三
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. 令和 4 年 11 月 14 日改訂（2022 年度臨時社員総会可決）
定款第 4 条第 2 項、第 15 条第 3 項、第 33 条第 1 項－（1）と第 2 項の変更及び別表第 1 の新設については、令和 4 年 11 月 14 日より施行する。

附 則

1. 令和 6 年 5 月 27 日改訂（第 74 回定期総会可決）
別表第 1 の変更（修正）

附 則

1. 令和 8 年 7 月 13 日改訂（2026 年度臨時社員総会可決）
定款第 14 条の変更

別表第 1 基本財産（第 33 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	15,000,000 円 三井住友銀行 神田支店 10,000,000 円 三菱 UFJ 銀行 神保町支店